

委託番号	7802
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 清掃業務委託（柿木公民館）
- 2 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 履行場所 草加市柿木町1263番地 草加市立柿木公民館
- 4 支払方法 業務完了月払（年12回払）

5 委託内容

(1) 清掃範囲 別添図面のとおりに（図面の赤線内の部分は除く）

(2) 日常清掃業務

日常清掃業務は、毎日午前8時30分から正午までの1日3.5時間を次のとおりに行うものとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）は除く。

① 全居室の清掃

床面、和室の畳、机、テーブル、ドア、壁面低所、備品、什器、くず入れ等の清掃及び調理室の流し台の清掃

② 廊下及び階段清掃

床面、手すり、壁面低所、什器等の清掃

③ 玄関まわりの清掃

床面、玄関等のマット、自動ドアガラス、下足入れ、スリッパの清掃

④ 化粧室の清掃

床面、便器、洗面器、汚物入れ、くず入れ等の清掃及びトイレトペーパー、石けん水等の補充

⑤ 事務室の清掃

床面、壁面低所、什器、くず入れ用の清掃、可燃ごみ、リサイクルごみ等の処理

(3) 定期清掃業務

定期清掃業務は、次のとおりとし、実施する日は、発注者と受託者が協議の上決定する。

① 床面

仕様	内容	面積	頻度（年）
木床	洗浄ワックス仕上げ	約552.1㎡	6回
長尺シート	洗浄ワックス仕上げ	約217.6㎡	6回
塗床材	洗浄ワックス仕上げ	約85.1㎡	6回
タイル	洗浄作業	約56.1㎡	6回

※床面の洗浄ワックス仕上には、年1回の剥離作業を含む。

② 窓

仕様	内容	面積	頻度（年）
ガラス	洗浄作業	約187.2㎡	6回

③ その他

場所	数量	頻度（年）
ガスレンジの油落とし	6台	1回
換気扇・換気口	一式	1回
壁面の除塵（高所含む）	一式	1回
網戸	一式	2回

(4) 異常及び事故の報告

作業員は、業務中に構造物や設備に異常を発見したとき、また事故が発生したときは、速やかに適切な措置を講ずるとともに、職員に報告しなければならない。

(5) 負担区分

① 発注者において負担すべきもの

ア 清掃に係る光熱水費

イ トイレットペーパー及び石けん水

② 受注者において負担すべきもの

ア 掃除機等の清掃用具

イ ワックス等清掃に必要な消耗品

(6) 解除等

① 発注者が作業を不完全と認めたときは、業務のやり直しをさせることができる。

また、この指示に従わない場合は、契約を解除することができる。

② 契約を履行することができないと発注者が認めたときは、契約を解除することができる。

6 その他

(1) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。

(2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

(3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）

第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

(4) 業務完了ごとに速やかに業務完了報告書を提出すること。（日常清掃を除く）

(5) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当と協議すること。

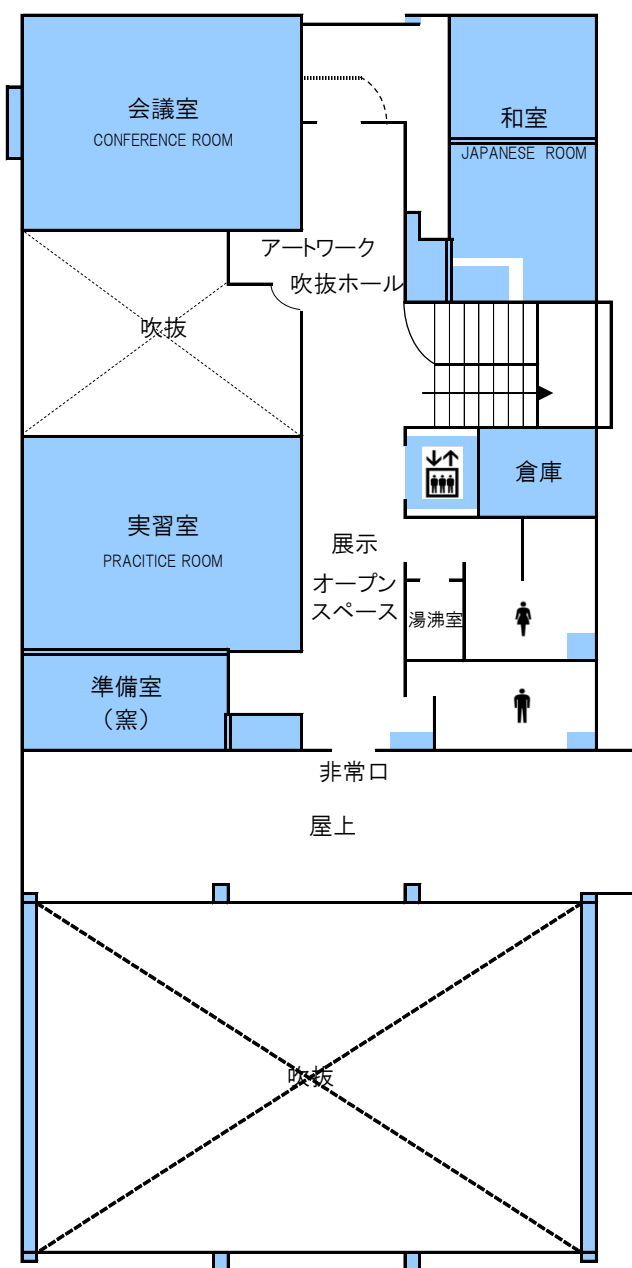
7 問合せ先 草加市立柿木公民館 吉田
048（931）3117（直通）

《清掃配置図》

別紙



1 F



2 F

※赤枠内（ポンプ室・防災備蓄倉庫）を除く